

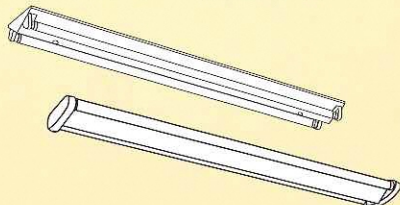
PCB使用照明器具に関する情報

PCB 安定器 (コンデンサ) を使用した照明器具

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。

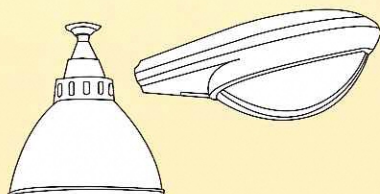
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



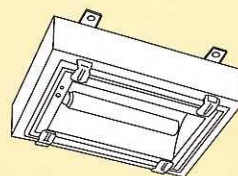
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



安定器 (コンデンサ) の PCB 含有の判別方法

安定器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別できる。

「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」

(生衛発第1798号 平成12年12月13日)によれば、

PCBを使用した安定器は昭和32年(1957年)1月から
昭和47年(1972年)8月までに製造された。

- 国内メーカーで昭和31年(1956年)以前及び昭和48年(1973年)以降に製造された照明器具については、**PCB**使用安定器を使用したものはないと考えられる。
- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、**PCB**使用安定器が使用された可能性がある。
- (一社)日本照明工業会は、昭和52年(1977年)3月までは、対象機器として扱うことが望ましいと考える。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、
(一社)日本照明工業会ホームページを参照してください。

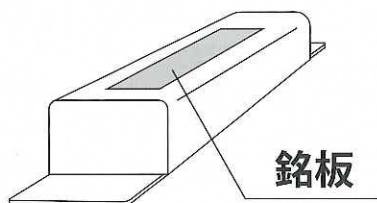
<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb/index.htm>



安定器の種類によりPCB コンデンサが使われています。安定器の種類等は「銘板」で確認できます。

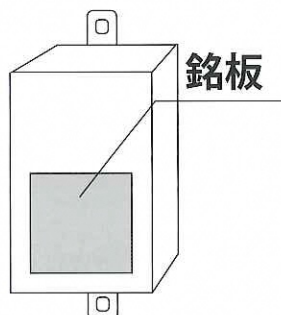
蛍光灯安定器

(器具本体に内蔵)



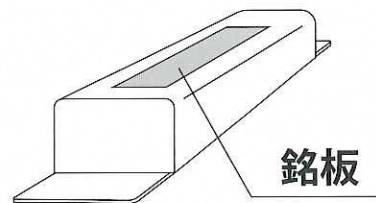
水銀灯安定器 (別置)

(取付台・ポール収納ボックスに設置)



低圧ナトリウム灯安定器

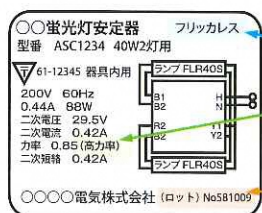
(器具本体に内蔵または別置)



PCB 使用安定器の判別方法

銘板情報をご確認ください

製造メーカー名と製造年/月(ロット番号)をご確認ください。



種類

力率(高力率)

製造年
(またはロット番号)



古い施設用の蛍光灯器具、水銀灯器具及び低圧ナトリウム灯器具がある場合。
内蔵されている安定器(または照明器具)の「銘板」をご確認ください。

銘板でメーカー名がわかった

製造メーカーへお問い合わせください

メーカー連絡先が不明、またはメーカーが無くなっている場合
「力率」を計算します。

メーカーの回答が

PCBを含む器具であった。 **A**へ

PCBを含まない器具であった。 **B**へ

力率をご確認ください

力率の計算例

$$(1) \text{《力率》} = \frac{E}{(A \times B)}$$

$$(2) \text{《力率》} = \frac{E' + F}{(A \times B)}$$

計算例の記号	表示事項名	表示例
A	「入力電圧」または、 「電源電圧」	「100 V」、「200 V」
	周波数	「50 Hz」、「60 Hz」、「50/60 Hz」
B	「入力電流」または、 「一次電流」	「0.9 A」、「0.435 A」 「420 mA」(⇒0.42 Aに変換が必要)
	「二次電圧」	「147 V」 「200 V」
D	「二次電流」	「0.42 A」
E	「消費電力」	「55 W」
F	「損失電力」	「5 W」
E'	「適合ランプ」	「FLR 40 W x 1」(⇒40Wに変換が必要)
		「FL 20 W x 2」(⇒20 x 2 = 40Wに変換が必要)

備考: 二次電圧・二次電流での計算は、始動補助のコンデンサが挿入されているタイプがあるため注意が必要です。

高力率ですか?(力率 0.85, 85%以上)



PCBを含みません。 **B**へ



製造年(月)を確認してください(施設の完成・改修又は照明器具を保守交換した時期)

1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)8月に
生産の安定器ですか?



PCBを含みます。 **A**へ PCBを含みません。 **B**へ



1974年(昭和49)以前の照明器具
かつ1977年(昭和52年)3月以前の施設ですか?



PCBを含む判断が妥当。 **A**へ PCBを含みません。 **B**へ



A PCBを含む製品

PCB機器処理を行います。自治体に届け出をし、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に処理申込み・登録を行ってください。

PCB廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管する必要があります。

B PCBを含まない製品

各自治体のルールに従い、廃棄物として処理してください。

(産業廃棄物はマニフェスト管理)

PCB廃棄物の処理については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください。

【制作】 **JLMA** 一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話: (03) 6803-0685(代表) FAX: (03) 6803-0064

【協力】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: (03) 3581-3351(代表) FAX: (03) 3593-8264

【問合せ先】 静岡県廃棄物リサイクル課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

電話: 054-221-2424

環境省PCB廃棄物処理HP <http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>